

令和6年度 第2回 池田市子ども・子育て会議 議事録（要約）

日 時：令和7年3月24日（月）午後3時～午後5時

場 所：池田市役所 3階 議会会議室

出席者：市長、委員13名、事務局25名

傍聴者：3名

1. 開 会

市長挨拶

本市は、かねてより、社会問題である少子高齢化と人口減少などの課題がある中、特に子育て世帯への支援が喫緊の課題であると考え、施策の推進に取り組んでまいりました。

令和7年度におきましても、本日の会議にて最終案のご意見を賜った後、策定を経て、計画期間をスタートいたします「池田市こども計画」に基づいて、子ども・子育て施策の充実と「こどもまんなか」社会の実現に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

そして、いよいよ4月13日から「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマのもと、大阪・関西万博が開幕されます。

本市ではそれに先立ちまして、池田さくらまつり、また、にぎわいの創出と地域の活性化を目的に官民連携で IKEDA 万博という催しも開催いたしますので、ぜひ皆様足を運んでいただきたいと思います。

また、オーストラリアのローンセストン市と姉妹都市締結60周年の節目の年になり、新たにウォンバットの受入れも考えているところでございますので、現在、五月山動物園はリニューアル工事中ではございますが、池田市からも、また市外からもたくさんの方が訪れてくださる施設でありますので整備を進めていきたいと思っております。

池田の春を皆さんとともに楽しみながら、また令和7年度も総合計画にあります「だったらいいなを叶えるいけだ」にご期待いただきまして、開会の挨拶とさせていただきます。

2. 内 容

1) 令和7年度予算（案）概要について

《事務局説明》

（1）多胎児サポート事業

育児負担が大きい多胎妊産婦と多胎児家庭に対してヘルパー利用の助成を行います。利用料は1時間500円でございます。妊娠中は20時間まで利用でき、家事や掃除などの利用を想定し、安定期がないと言われている多胎妊婦さんの体力の負担を軽減いたします。産後の多胎児家庭に対しては、お子さんが2歳になるまでに40時間利用できます。家事、育児の介助に加え、外出支援の介助も想定しております。双子を連れて公園や地域の遊び場、病院などへの外出の機会が増え、孤立感の解消につながればと考えております。

《質疑応答》

Q. 妊娠中に 20 時間、産後に 40 時間までの利用時間の上限、1 時間 500 円の利用料は厳しいと感じた。

A. 利用時間の上限や利用料につきましては、先行して実施している他市を参考に決めているのが現状でございます。事業を実施し利用者の声も聞きながら、制度について考えていければと思っております。

《意見》

- ・多胎児の母として、消耗品の金額もかさむ中で 1 時間 500 円という利用はハードルが高く申し込みが難しいのではないかと感じるので、サポートの充実もお願いしたい。

（２）産後ケア事業

母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができる環境を提供しております。出産後 1 年以内の母子が利用でき、訪問型、宿泊型、通所型の支援を行っております。訪問型は助産師が自宅に訪問しケアを、宿泊型と通所型は、産婦人科や助産院などに母子が出向き、ケアを受けたり休養できたりすることが可能です。来年度からは、宿泊型の利用料を軽減いたします。また、委託施設への多胎児加算を増額し、多胎児家庭受入れの一助になればと期待しております。

（３）ヤングケアラーの支援に係る予算

ヤングケアラーを早期に発見して支援につなげていくためには、教育、高齢福祉、障がい福祉、介護医療等の機関との連携が重要と言われております。

そのような中、ヤングケアラーの把握と支援に向けて、関係機関の理解促進を目的として、関係機関に向けた研修会の開催を予定しております。また、把握したヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐために他機関と協力し、支援の枠組みを構築していくような専門職としてヤングケアラーコーディネーターの配置を考えているところでございます。

《質疑応答》

Q. ヤングケアラー支援の関係機関との連携について、病院も連携の対象になるのか。

A. 例えば学校で対象の子どもを把握したときに、併せてご家族の病気に関する情報も把握することができた場合には、病院との連携についても考えていく必要があると思っております。

Q. 池田市の学校の中で何％ぐらいがヤングケアラーに該当する子どもなのか。

A. 今ははっきりと手持ちの数字はございませんが、昨年度も十数件の件数が上がってきておりましたので、実態としては少しずつ増えてきているところでございます。

Q. ヤングケアラーコーディネーターはどこに何人配置予定か。

A. 子ども未来課の児童福祉部門に 1 名の配置を予定しております。

Q. 連携とありますが、子ども未来課として具体的にどのような動きをしていただけるのか。

A. 連携というのは顔の見える関係ということであり、1件1件個別の案件を積み重ねながら、実際にお会いして、お話ししながら進めていければと思っております。

《意見》

- ・QRコードなども活用しながら、子どもたちへヤングケアラーコーディネーターという存在をもっと周知し、身近に感じてもらえるようにしていただきたい。

（４）１８歳までの子どもなんでも相談窓口

0歳から18歳までの子どもとその保護者の相談専用ダイヤルの開設を4月1日に予定しております。受付時間は平日の9時から17時で、基本的には電話受付になりますが、希望される方には面談等も行っております。現在も児童家庭相談として対応している職員が引き続き対応しております。

（５）指導員の確保方策に係る予算

留守家庭児童会では、受入学年を4年生まで拡大することや、社会的ニーズが年々増加していることを背景に利用児童数が増加し、令和7年度4月におきましても、令和6年度より多くの児童が入会する見込みでございます。このような保育ニーズの高まりにより、指導員が不足することが見込まれる児童会におきまして、新たに人材派遣サービスを活用させていただくことで、指導員の欠員解消をめざしてまいります。

（６）子どもの居場所づくりに係る予算

令和7年度につきましても、児童文化センターの指定管理者や他の公共施設などの関係機関と緊密に連携をしながら、従前の取り組みを継続・発展させる形で、プレイパーク、夏休み子どもボランティア活動、学校に通いづらい子どものための平日の居場所事業など、子ども・若者が地域や社会と繋がりを持てる場づくりの取り組みを予定しているところでございます。

2）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

《事務局説明》

まず、こども誰でも通園制度に関しましては、令和8年度から本格的に実施される国の制度であり、すべての子どもの育ちを応援し子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形で支援を強化することが目的となっている事業でございます。

令和7年度中から本格実施に先立って国の補助事業という形で制度が設定されておりますので、市としても補助事業を活用しながら実施をし、令和8年度に向けた体制を確保していきたいということで、令和7年度に予算化をしたということでございます。

事業のポイントに関しましては、就労要件を問わないというところ、月 10 時間までの利用ができるというところ、そして、保育所や認定こども園、幼稚園等で実施をするというところになっております。また、本来施設に通っていない 0 歳 6 ヶ月から、満 3 歳未満のお子様が利用できる制度となっております。

今後の事業展開でございますが、令和 6 年度に市内の就学前保育施設、保育所や認定こども園等に対して、こども誰でも通園制度が実施できるのかどうかについて調査をさせていただきました。その結果、現時点で 3 施設が、前向きに実施検討いただいているところになります。したがって、令和 7 年度に関しましてはこの 3 施設が実施できるような形での予算を計上しております。

また、令和 7 年度につきましては、地域子ども・子育て支援事業としてスタートいたします。その後、令和 7 年度に事業を開始し、他の施設でも事業展開ができるのかを見極めながら、事業の拡大、拡充を検討していきたいと考えております。

その後、令和 8 年度には給付制度となります。給付制度になることによって、全国的にこの制度が実施されてまいります。

本格実施がなされた後も、すべての施設が実施するというわけではございませんが、多くの施設で事業が展開されることにより、様々な方々がご自宅の近くで利用できることを目指していきたいと考えておりますので、順次、令和 8 年度以降も拡充していきたいと考えております。

令和 7 年度に事業展開をするにあたり、こども誰でも通園制度を実施する基準に沿った施設かどうかについて審査、認可を行っていくこととなりますが、この認可の基準につきまして条例制定を行うところでございます。

《質疑応答》

Q. 実施検討している 3 施設は、幼稚園のような施設なのか。

A. 3 施設につきましては、地域型保育事業、保育所及び認定こども園のうち保育所由来の認定こども園でございます。

Q. 実施検討している 3 施設は、一時預かり事業とこども誰でも通園制度を両方とも実施するのか。またその 2 つの事業・制度は並行して実施することができるのか。

A. 3 施設につきましては、すべて一時預かり事業を実施していない施設でございます。一時預かり事業とこども誰でも通園制度を同時に実施することも可能ですが、現状としては、それぞれの事業はそれぞれ単体で実施されていくという流れになっていくと思っております。

Q. 実施検討している 3 施設には、公立施設は含まれているのか。

A. 公立施設は含まれておりません。

Q. 実施検討している 3 施設は、既存の保育の中にこども誰でも通園制度の子どもたちを入れるのか、それとも別で保育室を用意して保育をされるのか。後者の場合、異年齢保育をされるのか。また、職員配置はどうなるのか。

A. どのように事業展開していくかについてはこれからの検討と伺っておりますが、保育の定員

外で実施するという想定をされているものの、既存の施設の中で実施するという想定でございます。保育士の配置に関しては、今のところ各園ともに、1日でお預かりするお子さんの年齢は、例えば0歳児を預かる日、1歳児を預かる日という形で、それぞれ分ける想定をされており、異年齢保育につきましても想定はございません。

- Q. こども誰でも通園制度は、実際に現場で続けていこうとすると人員的に余裕がある施設でなければなかなかできないのではないかと考えているが、たとえば未就園児クラスの方にも利用申請をしていただき、通常のクラスと併せて運用していくイメージを持つことは可能か。
- A. 利用認定につきましては、あくまで申請主義であり、利用されたい方はその利用認定の申請をされることになりますが、認定を受けただけでも実際は使わないというケースも十分にあり得ると思っております。今のところ国では、0歳児で1時間当たり1,300円、1歳児で1,100円、2歳児で900円という補助単価を設定されていますが、令和7年度に実際に全国的に補助事業を展開していく中で、この給付費がこれで足りるのかどうかをこれから国が検討していくというところで伺っております。
- Q. こども誰でも通園制度は、対象であれば誰でも利用できるが、どこでも、いつでも利用できるわけではないということか。
- A. お見込みのとおりいつでも利用できるというわけではなく、施設が予約の受入れのできる時間帯の募集になります。うまくマッチングできるシステムが想定されておりますので、実際に予約をしていく中でこの時間帯は使えるのかどうかということを確認いただくような流れになるかと思えます。
- Q. こども誰でも通園制度は、どのような子が来たからといって、面談はするけれども認定された子はみんな預かることになるのか。
- A. 面談をしていく中で、施設の受入れ体制が整わないときにはお断りする状況もあり得るのではないかとと思いますが、利用希望があった場合には基本的には受入れていただくということになろうかと思っております。
- Q. こども誰でも通園制度の総合支援システムのイメージの中に、予約の段階で事業所が受入れ可否を決定し予約が確定とあるが、この可否の部分が障がいのある子どものことを指しているかと思ったりしている。こども誰でも通園制度と名を打つのであれば、みんなが受け入れられる世の中でないとおかしいのではないか。
- A. 保育をするということは命をお預かりするということであり、安全に保育が提供できる体制が整っていなければ受け入れができないということはあり得ることではございますが、ただ始めから障がいがあるからといって受け入れをしないと判断することがないように、どのような体制であれば提供ができるのか、国の制度を活用しながら、事業者も含めてしっかりとコミュニケーションを取り、全てのお子さんが制度を利用できるような体制整備を目指していく必要があると考えております。

《意見》

- ・ こども誰でも通園制度のことに関する多くの疑問があり、その疑問の中で実際実施しなければならないのかと思うと、状況が分かっている園ほど、他市においても慎重な意見で、一時保育で十分ではないかと語られるところもあるので、そのあたりも含めて、慎重に検討いただきたい。

3) パブリックコメント実施結果及び池田市こども計画（案）について

《事務局説明》

国の基本指針に則りまして、広く市民の皆様にご意見を伺う機会、すなわち、パブリックコメントを2月7日から2月28日までの間実施いたしました。意見の提出はございませんでした。

続きまして、1月下旬にご覧いただきました素案より追記等を行った項目についてご説明いたします。

「(1) 重点事業の具体的内容を追加」につきまして、本計画期間における7つの重点施策を記載しております。重点施策とその事業につきましては、素案段階から掲載しておりましたが、最終の計画案では、重点施策を構成する各事業の、今後5年間の事業内容と方向性を記載するとともに、指標を設定し、その現状値と計画最終年度である令和11年度の目標値を記載しております。これらの指標は、今後、毎年度進捗を確認する際にも活用を予定しております。

次に、「(2) 個別事業を追加」でございます。「第5章 基本方向に基づく施策の展開」におきましては、施策体系に沿って個別の各事業の今後5年間の事業内容と方向性を記載いたします。

基本方向に基づく施策につきましては、市町村こども計画の本体部分に当たるものでございまして、前回会議でもご説明いたしましたとおり、市町村こども計画につきましては国のこども大綱及び都道府県こども計画を勘案しながら策定することとされていることから、第2期計画から継続して取り組む事業、さらには時流に即して、第2期計画策定以降に始めた新たな取り組みを反映いたしております。

次に、第6章「子ども・子育て支援事業」は、幼稚園や保育所といった就学前の教育・保育のニーズとその対応策、その他の子育て支援サービスである地域子ども・子育て支援事業のニーズとその対応策を定める項目でございます。こちらの「子ども・子育て支援事業」につきましては素案の段階から1点修正しております。

「(15) 乳児等通園支援事業の量の見込み及び確保方策」につきまして、国より一定の制度詳細が示されたことから、新たに掲載しております。乳児等通園支援事業は国の手引きで1日当たりの利用延人数を掲載することとされておりますので、1日1人8時間利用するものとして算出しております。

続きまして、新たに資料編を追加いたします。本市子ども条例のほか、本計画の策定経過を掲載しております。

続きまして、「池田市こども計画（案）こども向け」の冊子につきまして、今回の計画での新たな取り組みとなりますが、こどもまんなか社会や子どもの権利条約について、こども計画の策定の概要について、本市がこれから取り組んでいく方向性や取り組みについて、子ども向けの相談窓口を掲載し、大人だけではなく、計画の当事者でもある子どもに向けて、より分かりやすくまずは広く周知を行い、今後の子どもの意見聴取等に生かしてまいります。対象といたしましては、子どもの権利について学習する小学校高学年から中学生を想定し、教育委員会にもご協力いただきながら文言等のレベル感について調整しております。

《質疑応答》

Q. 池田市こども計画の概要版を出す予定はあるのか。

A. 今のところは本編とこども向けの2冊を考えておりますが、概要版も検討いたします。

《意見》

- ・「外国につながる子ども・若者と家族への支援」について、実際のところ、保護者対象のスポット的な支援であることが多いので、以前のように通訳の方が保育に入り込んで支援をしたり、担任と連携を図りながら教材を準備したりといった支援もしていただきたい。
- ・「就学前の教育機能・連携の充実」の保幼小交流について、小学校の学習指導要領にも学びの姿や主体的な保育を円滑に引き継いでいくようなカリキュラムの作成が位置づけられているので、しっかりと連携・接続が進むようにしていただきたい。
- ・計画本編はQR化して読み込むことは難しいが、概要版ができれば、QR等に読み込んで、それを市民の皆さんに見てもらい、また何かあればいつでも連絡してください、教えてくださいというように、市民の声に委ねることができると思う。

4) 特定教育・保育施設の確認の変更について

《事務局説明》

今回は利用定員の変更ということで、「池田旭丘幼稚園・いけだあさひがおか乳児園」の1号認定の定員を現在の150名から102名へ変更するものでございます。こちらについては、令和6年11月1日から変更されています。

また、「池田五月山教会幼稚園」の1号認定の定員を現在の90名から75名へ変更するものでございます。こちらについては、令和7年4月1日から変更を予定されています。

5) 条例の一部改正について

《事務局説明》

（1）池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

子ども・子育て支援新制度から10年が経過し、経過措置の中に期限を迎えるものがあること

及び地方分権改革に関する地方からの提案により、連携施設確保の要件等の見直しに伴う基準府令の改正に従い、改正をおこなうものでございます。

今回の改正内容としましては、

- ① 連携施設を確保しないことができる経過措置期間の延長
- ② 連携協力項目のうち「保育内容支援」について、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の小規模施設等も可能とする
- ③ 連携協力項目のうち「代替保育」について、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合においては、連携施設の確保を不要とする

とするものです。

いずれも連携施設の確保が著しく困難な場合の例外的な場合のものについて規定されているものです。

この改正は、連携施設確保における経過措置の延長や規制緩和の改正であり、市内全ての家庭的保育事業等施設はすでに連携施設を設定しているため、今回の改正による影響はございません。

また今後、新たな施設の認可手続きの際はこれまでと同様、卒園後の受け皿確保ができる場合を前提とし、基準等に照らして適切に手続きを行ってまいります。

（２）池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

先ほどご説明した（１）の条例改正における①～③と同様の改正です。加えて、管理栄養士国家試験の受験資格の見直しに伴う基準省令の改正で、食事の提供の特例により、食事の提供を施設外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士により必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」と変更するもので、栄養士免許を有しない管理栄養士も規定の対象として拡大する改正であるため、施設運営に影響するものではありません。また、食事提供の特例規定であり、市内全ての家庭的保育事業等施設は自園調理を行っているため、今回の改正による市内施設への影響はございません。

以上